

小美玉市立納場小学校『学校いじめ防止基本方針』

平成26年2月17日制定
平成27年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和元年8月21日改正
令和3年9月21日改正
令和7年4月1日改正
令和8年4月1日改定

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する本校の考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性をもつかげがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「心身ともにたくましく 自ら学び考え 主体的に判断し 行動する実践力のある児童の育成」教育目標としており、「輝く納場っ子」を合い言葉とし、全教職員が一丸となって **かがやく瞳 がんばりぬく姿 やさしい心 くふうするかしこい頭** を理想とした児童像を共有し、『いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめとは

「いじめの定義」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

【いじめの基本認識】

- (1) いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- (2) いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- (3) いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- (4) 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- (5) いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること
- (6) いじめが「解消されている」状態とは、「いじめに係る行為が相当の期間（3ヶ月を目安とする）止んでいること」、「被害者が心身に苦痛を感じていないこと（生徒・保護者に面談等で確認をする。）」の2点が満たされている場合である。 【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- (2) 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- (3) わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) 金品をたかられる。
- (5) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (7) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- (8) けんかについても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をする。 【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

3 いじめの未然防止

(1) いじめ未然防止のための取組

全教育活動を通して、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努め、達成感や成就感、自己有用感や自尊感情を育むことを大切にして取り組む必要がある。児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて、学校におけるいじめ防止に取り組む。

【令和3年9月21日 「いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する対応について」(文科省)から】

特に、いじめの未然防止のために、下記の取組について重点化を図る。

① 人権教育の充実

- 全教育活動を通じた人権教育の推進を人権集会のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。

【基本理念】

「輝く納場っ子」 かがやく瞳 がんばりぬく姿 やさしい心 くふうするかしこい頭

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを子どもたちが理解することができるようにする。
 - 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
 - 自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。
 - 「人権集会」において、各学年でいじめ等防止学習を実施する。
- #### ② 道徳教育の充実
- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
 - いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
 - 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
 - 道徳の授業により、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにする。

【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

③ 体験教育の充実

- 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- 福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- 異学年交流、小中連携、幼小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。(グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等)
- 児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。
- インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

⑤ 保護者や地域の方への働きかけ

- 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- 親子学習会や教育講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- 個人面談や教育相談等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- P.T.Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめ予防を図る。

⑥相談することの指導

- ・ P T Aや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。
【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

(2) いじめ未然防止のための年間計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導委員会】 ・いじめ対策に関わる共通理解 ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・家庭確認 【居住地確認】 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ・行事を通じた人間関係づくり 【1年生を迎える会】 ・交通安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策についての説明、啓発 【学年P】 ・保護者との情報交換や相談 【放課後相談】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテスト① ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・いじめ未然防止に向けた校内研修 ・学校警察連絡協議会① 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係づくり 【スポーツフェスタ】 ・みつばちタイム 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテスト①結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・いじめ初期対応についての校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・みつばちタイム ・情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 【授業参観】 ・夏季休業の過ごし方について 【マチコミメール】 ・いじめ対策についての啓発 【学校運営協議会】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の実施 ・児童についての情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業前全校集会 ・みつばちタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 【個別面談】
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導に関する研修 ・救命救急法研修 【職員研修】 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・みつばちタイム ・学校評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテスト② ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・学校評価についての振り返り 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係づくり 【校外学習】 【自然教室】 ・みつばちタイム ・特別支援学校に通う児童との交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果発信
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会② ・児童についての情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係づくり 【納場小っ子まつり】 ・みつばちタイム ・薬物乱用防止教室 ・幼稚園・保育園との交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 【学年P】 ・いじめ対策についての啓発 【学校運営協議会】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の実施 ・QUテスト②結果を踏まえた考察と対応策の共有 ・児童についての情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係づくり 【持久走記録会】 ・みつばちタイム ・交通安全教室 ・冬季休業前全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 【学年P】 ・冬季休業の過ごし方について 【マチコミメール】

1月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・学校評価の実施 ・中学校入学説明会等の小中連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係づくり 【人権集会】 ・みつばちタイム ・学校評価の実施 ・中学校見学会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会③ ・児童についての情報交換 【職員会議】 ・学校評価に対する振り返り 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ・みつばちタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果発信 ・保護者との情報交換 【学年P】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の実施 ・児童についての情報交換 【職員会議】 	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係づくり 【6年生を送る会】 【卒業式】 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季休業の過ごし方について 【マチコミメール】

(3) いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

① 基本的な考え方・心構え

- ・いじめを積極的に認知することは、いじめ対応の第一歩である。
- ・いじめの認知と初動対応が適切に行われなかったために、重大な結果を招くことがある。
- ・いじめを認知した場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

【令和3年9月21日 「いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する対応について」(文科省)から】

② 日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・相談しやすい環境づくりをする。

③ 観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- ・個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。(年2回実施)

④ 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容について、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

⑤ 教育相談(学校カウンセリング)の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

⑥ いじめ実態調査の生活アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて毎月1回実施する。
- ・保存期間は高校卒業するまでとする。(PDFファイル)
- ・実施にあたっては、生活アンケートの中に入れて調査し、実態の早期発見に努める。

⑦ QUテストの実施

- ・6月と10月にQUテストを実施し、学級内の人間関係の状況を確認する。児童の学級での居心地関係を把握し、温かい支持的風土のある学級づくりへの改善の手がかりとして活用する。

⑧ 配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

4 校内体制

(1) 生徒指導委員会

- 構成 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（低・中・高）、養護教諭
 - ・ 毎週木曜日の職員集会において、児童の生活状況の情報交換を行う。
 - ・ 月1回職員会議において、配慮を要する児童の状況についての共通理解・対応について話し合う。
 - ・ 生活アンケートを月1回行う。
 - ・ 随時、生徒指導委員会において、いじめ未然防止の努める。

(2) いじめ防止対策委員会

- 通常構成 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（低・中・高）、養護教諭
- 重大構成 通常構成委員・市ソーシャルワーカー・市弁護士・その他関係機関

(3) いじめ対策委員会の役割

① 体制の拡充

- ・ いじめに関する事象が発見された場合は、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

【平成29年 いじめ防止等のための基本的な方針の改訂により追加】

- ・ すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。
- ・ 校長は生徒指導主事・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に校内委員の招集を行い、臨時いじめ対策委員会を開催する。
- ・ 臨時いじめ対策委員会では、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

なお、校長は市教育委員会と連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

- ・ いじめ事象のレベルに応じて対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- ・ 指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。
- ・ 深刻な事案に迅速に対応できるよう校内委員会の相談窓口を限定せず、いじめ相談に対応する。
- ・ 校内委員会は小美玉市スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、解決困難な問題支援を要請する。

② 教職員の取組支援

- ・ 校内委員会は、いじめに関する生活アンケート調査を毎月実施する。
- ・ 校内委員会は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。
- ・ 校内委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。
- ・ 校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

(4) いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

① 正確な実態把握

- ・ 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

② 指導体制、方針決定

- ・ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・ 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

③ 家庭との連携

<いじめられた児童>

- ・ 「絶対に守る」姿勢で、人権に配慮しながら、状況についての的確に伝え、本人・保護者の悩みや不安を共感的に受け止めて対応する。
- ・ いじめ事案解消のための具体的な対策と二度と起こさない対応策について理解を求めながら、信頼関係の構築に努める。

- ・ 必要に応じて、家庭訪問を実施し、保護者の協力を求め、学校との連携した対応について十分に協議して、解決にあたる。
- ・ 複数の職員による看護を強化し、日々の状況経過を観察し、必要に応じてカウンセラーを活用し、児童の心のケアに努める。

<いじめた児童>

- ・ いかなる理由があっても、「いじめは絶対に許されない行為」として、毅然とした指導をするとともに、二度といじめを起こさない環境づくりのために、保護者に協力を求める。
- ・ いじめに至った背景や原因、家庭での様子を確認しながら、人権意識を高める継続支援を行う。

④ 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・ 児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

⑤ オンライン相談窓口を開設し、児童がいつでもオンライン相談窓口にて、児童が悩みや相談を書き込み相談することができるようにする。

5 いじめが発生した場合の対応（基本的な流れ）

- (1) 問題行動等の把握 関係職員→生徒指導主事→校長（教頭） ケース会議の実施
- (2) 詳細の確認と対応方針の決定（いじめ防止委員会）
- (3) 事実確認
 - ・ 被害児童との面談・加害児童との面談・周知児童からの状況確認・アンケート調査
- (4) 対応協議（いじめ防止委員会）
 - ・ 保護者への報告、被害・加害児童への対応、解決までの看護体制
 - ・ 学級・学年・全体の指導内容・市教育委員会との連携
- (5) 全職員の情報共有（事実確認・対応方針の共通理解）
- (6) 保護者への連絡（家庭訪問の実施・説明・協力要請）
- (7) 対応協議（いじめ防止委員会）
 - ・ 家庭からの配慮事項、要望の確認とその後の対応策について
- (8) 解決に向けた対応
- (9) 学級・学年・全体指導
- (10) 経過観察（3ヶ月）・報告
 - ・ 保護者への事後の状況報告と確認

6 重大事態への対応

どの児童にも、どの学校でも起こり得るものであり、事案によっては重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応に当たる。

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（生命心身財産重大事態）
- いじめにより児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（不登校重大事態）

【令和6年8月改訂版 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインから】

- (1) 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。学校の全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応する。

【令和6年8月改訂版 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインから】

- (2) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

- ・ 軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行わない。
- ・ 被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

- ・重大事態の調査組織は、公平性・中立性が確保された組織となるよう構成する。

【 令和6年8月改訂版 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインから 】

- (3) 調査結果を小美玉市教育委員会に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

7 関係機関との連携

- (1) 地域・家庭との連携の推進
 - ① 保護者には学校だよりを通じて、学校での取組紹介や相談機関の紹介を行う。
 - ② 学校運営協議委員会との連絡・連携を密にし、情報の共有化と協力依頼を行う。
 - ③ 民生委員・児童委員・保護司会との連携
 - ④ PTAとの連携
 - ・ PTA本部との連絡を密にし、情報の共有化と協力依頼
- (2) 各種資料をもとに早期発見の協力依頼
 - ① いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。
- (3) 関係機関との連携の推進
 - ① 警察署少年係と触法行為に係わる事象について連携を図る。
 - ② 小美玉市教育委員会指導室・児童相談所・警察サポートセンターとの連携と、各種相談機関に関する保護者への啓発活動を推進する。
 - ③ スクールソーシャルワーカーを有効活用し、いじめ対策委員会との連携においていじめ問題について対応を検討する。
 - ④ 不登校児童の学習の場として、小美玉市教育委員会適応指導教室との密な連携・連絡を図る。

8 評価

- (1) 学校評価における留意事項
 - いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- (2) 学校評価の実施時期
 - ・ いじめ未然防止の取組状況について、学期1回、職員・児童・保護者・学校関係者からアンケートをとり、教育効果を高めるための工夫改善・見直しを図る。